



スポーツジム等の契約トラブルにあわないために — 契約・解約時に確認したいポイント!! —

【相談事例】

ピラティスの1年間継続コースの契約をして、利用開始前に解約を申し出たが、違約金を請求された!!



友人と一緒にピラティスの無料体験!!
リフレッシュできるかも…♪

2ヶ月間は無料、月額1万円以上1年間継続、途中解約は違約金2万5千円かかるけど…〇〇さんも入会するから、私も!!

(帰宅後…)
コースは来月から始まるけど～
月額1万円以上も支払えないから解約するわ…

コース開始前でも2万5千円の違約金を請求します。



⚠️ トラブルにあわないためのチェックポイント…

★契約する前に気を付けることは?

- ☑ 解約時(休会時・退会時)の精算方法や連絡先、契約の期間などについて確認する!!
- ☑ 体験やお試しプランの場合、自動更新の有無等について確認する!!



★解約するとき気を付けることは?

- ☑ 解約の手続き方法や申し出期間を十分に確認する!!



★事業者と連絡が取れない場合は?

- ☑ 複数の連絡手段(電話・メール・サイト上のフォーム等)で問い合わせる!!



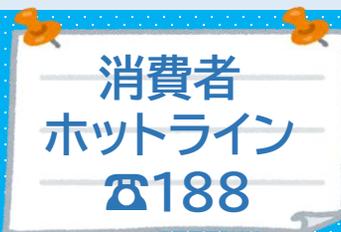
不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、
すぐに消費生活センター(☎188)等へ相談する!!



国民生活センター 2019年9月26日 公表資料 より

奈良県消費生活センター

〒630-8122
奈良市三条本町8-1
シルキア奈良2F
☎0742-36-0931



奈良県消費生活センター 中南和相談所

〒635-0085
大和高田市片塩町12-5
大和高田市市民交流センター3F
☎0745-22-0931



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。



5月は消費者月間 ～「デジタル時代に求められる消費者力」を考える～



県消費生活センターでは・・・

消費生活に関する相談に対して助言やあっせんを行い、消費者被害防止と解決の支援を行っています。

毎年5月は「消費者月間」と位置づけられ、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業や取り組みが全国で集中的に行われます。

「消費者月間」の催しとして、県金融広報委員会との共催で「消費者フォーラムin奈良」を5月18日(土)奈良公園バスターミナルレクチャーホールにて、講師に弁護士住田裕子氏をお招きし「消費者トラブルの現状と安全安心な暮らし方」をテーマとした講演会を開催しました。

消費者庁では・・・

安心・安全で豊かな消費生活を実現するために、各主体がそれぞれの役割について考え行動するきっかけとなるように、消費者月間の全国統一テーマを定めています。

2024年度のテーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。自立した、消費者として、デジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう掲げられました。



奈良県消費生活センターホームページに新しい2つのコンテンツが追加されました！

① 消費者トラブル防止のためのショート動画

最近多いネットトラブルをご紹介!!動画はすべて1分以内です。スキマ時間に、気軽にご視聴ください!!

- ① 奈良県消費生活センターの紹介
- ② トラブル事例1 「フィッシングメール」
- ③ トラブル事例2 「ロマンス詐欺」
- ④ トラブル事例3 「ネット通販での定期購入トラブル」
- ⑤ トラブル事例4 「詐欺サイトによるトラブル」
- ⑥ トラブル事例5 「偽ウイルスソフトダウンロード」
- ⑦ トラブル事例6 「SNSがきっかけの投資詐欺」



<https://www3.pref.nara.jp/syohuseikatsucenter/I038.htm>



不審な請求に不安を感じた場合や、内容を確認する連絡先がわからないような場合には、消費生活センターに相談してください!!

② 身近な消費者トラブルQ&A 30事例

注意してもらいたい消費者トラブル30事例について、トラブルの内容と対応方法等知っておきたい知識を解説しています!!

- ◆ 不審なメールや電話・覚えのない請求や荷物
- ◆ ネットでの取引
- ◆ 金融・保険・決済
- ◆ 学び・娯楽・出会い
- ◆ 美容・健康・ファッション
- ◆ 副業・儲(もう)け話
- ◆ 住まい・修理・引越
- ◆ 旅行・車・乗り物
- ◆ 食べ物・飲み物
- ◆ その他の暮らし



<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/I030.htm>



奈良新聞 令和6年5月7日掲載「消費者の目」より

消費者カクイズ

Q1. クリーニングトラブルを防ぐための注意事項として、間違っているものを1つ選びましょう。

- A:シミ・キズ、汚れの種類は預かり時に指示して受付で確認し、店員に伝えておく。
- B:クリーニング方法や仕上げ方法については店員から説明を受ける。
- C:受け取り後は、納品用ポリ袋に入れたまま保管し続けるのが良い。
- D:ネット宅配型クリーニングを利用するときは、店舗型との違いなど事前に契約内容を確認しておく。

Q2. フランスでデザインされ、イタリア製の生地を使用して、中国で縫製された服を日本で販売する場合、原産国はどこになるのでしょうか？(1つ選ぶ)

- A. フランス
- B. イタリア
- C. 中国
- D. 日本



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら
消費者ホットライン ☎ 188まで

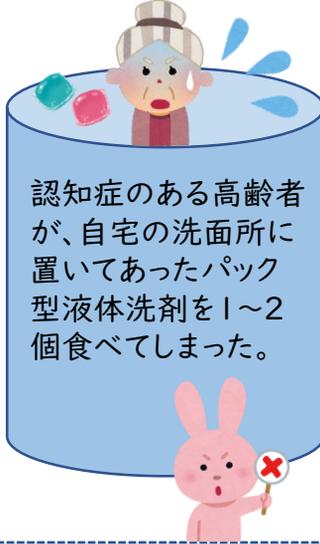
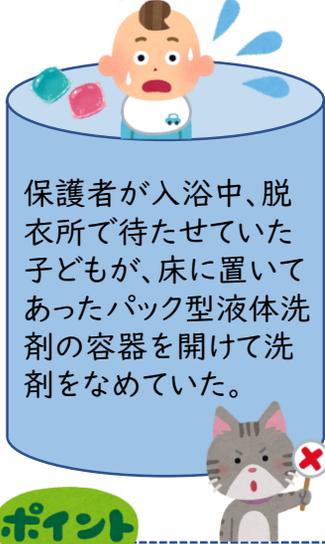


注目情報!!

なくならない洗濯用パック型液体洗剤による事故 —子どもだけでなく高齢者が誤って口に入れる事故も発生—

子どもや高齢者の誤飲等の事故が発生しています!!

きけん!



ポイント

- ❑ 使用した後は、必ずふたなどをしっかり閉めて、子どもなどの手の届かない置き場所にすぐ戻すことを習慣にする!!
- ❑ パック型液体洗剤をぬらさないよう気を付ける!! (ぬれると洗剤が出てきます)
- ❑ 誤飲や目に入るなどした場合は、商品の成分が分かるパッケージなどを持って医療機関を受診する!!

消費者カクイズ答え

Q1解答: C

解説: A、B、Dが正しい。納品用ポリ袋は保管用袋ではないので、外して衣類に風を通すのが望ましい。ネット宅配型クリーニングは消費者と事業者が直接対面で確認を行わない非対面式の形態であるため、トラブルが多発している。ネット宅配型クリーニングは通信販売と同様に宅配業者が介在することによる衣類の紛失、き損のトラブルも多く、店舗型クリーニングとどのような違いがあるかを事前によく調べ、契約内容を確認したほうがいい。

Q2解答: C

解説: 景品表示法により、原産国の表示は、実質的な変更がもたらされた国を表示する。よって中国で縫製された服の場合は、「中国製」と表示される。

発行: 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルクア奈良2階
Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

なら こじかつうしん 6月号 (2024年5月25日発行)

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>

来月号より
毎月15日発行
になります!!



奈良県消費生活センター ホームページ
マスコット しっかきくん